

飲食店以外にも支援を拡大

協力金の再申請 7月から

立憲民主党・
民権クラブ 県議会議員 きしべ 都

補助を拡充

6月15日、県議会に上
程された補正予算案は2
つに分類されて出されま
す。経営に甚大な影響
を受け、厳しい状況に
陥っている事業者に対
し、一刻も早く支援が届
くよう、国の月次支援金
に係る予算案が7月13日
の会期末の採決日を持た
ず、早期に議決ができ
るよう他の予算議案と
分けて提案されました。
事業者支援等に係るも
のを「6月補正その1」
として、その他の事業を
「6月補正その2」とし
て提案されました。こ
れから本会議、委員会等
で審議していきます。

支援に特化しています。
飲食店向け協力金の再
度の申請受付について、
これまで、時短営業の要
請が長期化し、経営が本
当に厳しいとの声を多数
伺っています。中でも多
くいただいた協力金の交
付の遅れや再度の申請受
付について、委員会でも
取り上げて要望してきた
ところ、ようやく、申請
期限内に協力金の交付申
請ができなかった事業者
の方などを対象に7月か
ら再度の申請受付を実施
することになりました。

その1では「酒類提供
の停止」要請により、売
上に大きな影響を受けて
いる酒類販売事業者等へ
の国の月次支援金に対
し、県の加算や支援対象
を拡大。国の月次支援金
の給付対象とならない事
業者も含め、中小企業者
等を幅広く支援するため
に信用保証料の補助を拡
充。宿泊事業者や公共交
通事業者への感染症対策
等事業費補助等、事業者
の機会をご利用いただき
たいと思います。



みなさまからのご意見、
ご要望をお待ちしています
きしべ都政務活動事務所
南区通町2-25-3 千々輪ビル1階
☎045-341-3385
<http://kishibe-miyako.com/>